

保存版

「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発令時等の児童の安全確保について

神奈川県に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが発令された時には次のような対応をします。

- ◎「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が午前6時の時点で発令された場合
- ◎「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」の発令が午前6時の時点で継続されていた場合

その日は
臨時休業

その日一日を臨時休業と決定した場合、天候が回復しても途中から登校させることはいたしません。

- ◎「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報（「大雨警報」等）が午前6時の時点で発令または継続されていた場合

状況に応じて学校として判断し、必要な連絡をします。

- ◎児童の登校後「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」等が発令された場合

児童の安全を最優先に考え、安全なうちに下校させます。（状況に応じて待機させることもあります。）また、それ以外の警報、警報が出てなくても下校の安全に支障をきたす場合、下校時間や方法について変更する場合があります。その際は配信メール等でお知らせします。

午前6時の時点で、神奈川県の内々の市町村の各警報が解除された場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。

大規模な風水害により本校が緊急避難場所として開設された場合は、避難業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。

児童引き取りの場合は、保護者の方と児童個人票裏面に登録してある引き取り人に限ります。ご了承ください。